

令和２年度歳入予算概算見積額積算内訳書

17 防衛省主管

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和２年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
3000-00 官業益金及官業収入	千円	千円	
3200-00 官業収入			防衛省の病院等における診療収入である。
3201-00 病院収入			平成３１年度４～６月の収入実績を基礎とし、平成２７年度から平成３０年度の同期間の平均構成率及び平均増収率を乗じて算出。防衛医科大学校病院の平成３１年度見込患者数と見込点数等を基礎として算出した。
3201-02 防衛省病院収入	16, 518, 383	17, 364, 550	1 一般病院等 4, 250, 136 千円 (３１年４月～６月実績) (平均構成率) (平均増収率) 900, 006, 743 円 × 100 / 23. 95 × 1. 131 = 4, 250, 136 千円 (１) ３１年４月～６月収納実績 4 月 311, 491, 565 円 5 月 313, 260, 203 円 6 月 275, 254, 975 円 計 900, 006, 743 円 (２) 平均構成率算出方法 各年度： $\frac{(4 \sim 6 \text{ 月の実績に当該年度の医療費改正に伴う増減額分を考慮した改実績})}{(\text{年間実績に当該年度の医療費改正に伴う増減額分を考慮した改実績})}$ ① 27年度： $\frac{401, 111, 047 \text{ 円} + (203, 939, 294 \text{ 円} \div 1. 0000)}{401, 111, 047 \text{ 円} + (2, 112, 139, 671 \text{ 円} \div 1. 0000)} = 24. 07 \%$ ② 28年度： $\frac{437, 859, 149 \text{ 円} + (270, 761, 415 \text{ 円} \div 0. 9869)}{437, 859, 149 \text{ 円} + (2, 398, 455, 277 \text{ 円} \div 0. 9869)} = 24. 83 \%$ ③ 29年度： $\frac{500, 480, 729 \text{ 円} + (284, 185, 888 \text{ 円} \div 1. 0000)}{500, 480, 729 \text{ 円} + (2, 931, 864, 911 \text{ 円} \div 1. 0000)} = 22. 86 \%$ ④ 30年度： $\frac{577, 066, 644 \text{ 円} + (286, 728, 818 \text{ 円} \div 0. 9881)}{577, 066, 644 \text{ 円} + (2, 996, 747, 794 \text{ 円} \div 0. 9881)} = 24. 02 \%$ (24. 07 + 24. 83 + 22. 86 + 24. 02) × 1/4 = 23. 95 %

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和２年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
			(３) 平均増収率算出方法 <u>(X+1年度実績にX+1年度の医療費改正に伴う増(減)額分を減(増)額した改実績)</u> <u>(X年度実績にX年度の医療費改正に伴う増減額分を考慮した改実績)</u> ① $\frac{28' \text{ 改実績}}{27' \text{ 改実績}} = \frac{437,859,149 \text{ 円} + (2,398,455,277 \text{ 円} \div 0.9869)}{(401,111,047 \text{ 円} \times 1.0000) + 2,112,139,671 \text{ 円}} = 1.1412$ ② $\frac{29' \text{ 改実績}}{28' \text{ 改実績}} = \frac{500,480,729 \text{ 円} + (2,931,864,911 \text{ 円} \div 1.0000)}{(437,859,149 \text{ 円} \times 0.9869) + 2,430,292,104 \text{ 円}} = 1.1991$ ③ $\frac{30' \text{ 改実績}}{29' \text{ 改実績}} = \frac{577,066,644 \text{ 円} + (2,996,747,794 \text{ 円} \div 0.9881)}{(500,480,729 \text{ 円} \times 1.0000) + 2,931,864,911 \text{ 円}} = 1.0517$ $(1.1412 + 1.1991 + 1.0517) \times 1/3 = 1.131$

部・款・項・目	前年度予算額	令和2年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳							
			2 防衛医科大学校病院							
			13,114,414 千円							
診療請求額見込額										
区分	延患者数	平均点数	単価	診療請求額見込額	収納率	医療費改正分	収納見込額			
	人	点	円	千円	%	%	千円			
入院	156,813	6,784.1	10	10,638,351	99.7	99.93	10,599,011			
外来	265,148	952.2	10	2,524,739	99.7	99.93	2,515,403			
合計							13,114,414			
(1) 延患者数										

[illegible]

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和２年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
4000-00 政府資産整理収入	(10,046) 522,308	(7,917) 534,387	
4100-00 国有財産処分収入			
4101-00 国有財産売却収入			
4101-05 船舶売却代	(10,046) 121,654	(7,917) 87,091	防衛省における艦船の売却代である。 平成２８年度以降３ヶ年の収入実績を基礎として算出した。 $\begin{matrix} 28年度 & 29年度 & 30年度 \\ (& 93,420 \text{ 千円} & + & 3,360 \text{ 千円} & + & 159,742 \text{ 千円} &) \times & 1/3 & = & 87,091 \text{ 千円} \end{matrix}$
4200-00 回収金等収入	400,654	447,296	
4203-00 貸付金等回収金収入			
4203-12 自衛隊衛生貸費学生等貸与金償還金	342,754	393,640	自衛隊法第98条及び自衛隊法施行令第120条の10の規定により、自衛隊に勤務することを条件として学資金を貸与した者で、所定の勤務をしないことになった者から返還させる貸与金の返還金収入及び自衛隊法第99条及び自衛隊法施行令第120条の16の規定により、防衛医科大学校卒業生で、当該教育訓練の修了の時以降はじめて離職した者から、当該教育訓練に要した経費の学生一人当たりの額を超えない範囲内の金額を償還させる償還金収入である。 1 貸費学生 2,718 千円 (1) 計画分 令和２年度学資金の返還予定分 8 千円 (2) 新規分 平成２８年度以降３ヶ年の収入実績を基礎として算出した。 $\begin{matrix} 28年度 & 29年度 & 30年度 \\ (& 1,620 \text{ 千円} & + & 3,240 \text{ 千円} & + & 3,271 \text{ 千円} &) \times & 1/3 & = & 2,710 \text{ 千円} \end{matrix}$

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目		前年度予算額		令和2年度見積額		見 積 額 積 算 内 訳										
						(2) 退職者発生見積(令和2年9月に退職した場合の償還金)										
区分	退 職 者 発 生 見 積 内 訳					自衛隊法施行令第120条 × $\frac{\text{令第120条の15に定める在職月} - \text{令和2年9月付退職までの在職月}}{\text{令第120条の15に定める在職月}}$ の15の償還金										
期別	30年度末在職人員 (人)	31年度在職率 (%)	令和2年度退職率 (%)	令和2年度退職者 (人)	(千円)											
33	59	×	(100 － 7.8)	×	5.5	=	3	47,280 千円	×	30 月	／	108	×	3 人	=	39,400
34	67	×	(100 － 3.1)	×	7.8	=	5	46,030 千円	×	42 月	／	108	×	5 人	=	89,503
35	63	×	(100 － 1.2)	×	3.1	=	2	44,700 千円	×	54 月	／	108	×	2 人	=	44,700
36	78	×	(100 － 2.4)	×	1.2	=	1	43,870 千円	×	66 月	／	108	×	1 人	=	26,809
37	71	×	(100 － 1.4)	×	2.4	=	2	43,060 千円	×	78 月	／	108	×	2 人	=	62,198
38	78	×	(100 － 1.2)	×	1.4	=	1	42,680 千円	×	90 月	／	108	×	1 人	=	35,567
39	77	×	(100 － 0.5)	×	1.2	=	1	42,450 千円	×	102 月	／	108	×	1 人	=	40,092
40	76	×	(100 － 0.5)	×	0.5	=	0	42,780 千円	×	108 月	／	108	×	0 人	=	0
看護1 (自)	63	×	(100 － 8.7)	×	8.7	=	5	7,180 千円	×	66 月	／	72	×	5 人	=	32,908
看護1 (技)	36	×	(100 － 10.0)	×	10.0	=	3	7,180 千円	×	66 月	／	72	×	3 人	=	19,745
計						390,922										

注1) 41期生(令和2年3月卒業)については、卒業人員及び償還金額が定まっていないため見積もっていない。

注2) 看護学科2期生(31年3月卒業)については、在職人員及び退職人員が定まっていないため見積もっていない。

注3) 看護学科3期生(令和2年3月卒業)については、卒業人員及び償還金額が定まっていないため見積もっていない。

3 合 計 (1 + 2)			
		2,718 千円	+ 390,922 千円 = 393,640 千円

注1) 41期生(令和2年3月卒業)については、卒業人員及び償還金額が定まっていないため見積もっていない。
 注2) 看護学科2期生(31年3月卒業)については、在職人員及び退職人員が定まっていないため見積もっていない。
 注3) 看護学科3期生(令和2年3月卒業)については、卒業人員及び償還金額が定まっていないため見積もっていない。

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 2 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳																
4205-00 事故補償費返還金			歳出見合表参照																
4205-01 在日合衆国軍事故補償費返還金	57,900	53,656	地位協定に基づき在日合衆国軍等の行為により損害を受けた者に国（防衛省）が支払った補償金のうちの合衆国軍の分担金を受け入れる収入である。 平成31年度及び令和2年度における在日合衆国軍事故補償費の歳出予算額を基礎として算出した。 53,656 千円 （１）平成31年度歳出予算額に対する歳入額 <table><tr><td>（歳出予算額）</td><td>（償還対象期間）</td><td>（合衆国負担率）</td><td></td></tr><tr><td>72,605 千円</td><td>× 6 / 12月</td><td>× 75%</td><td>= 27,227 千円</td></tr></table> （２）令和2年度歳出予算額（要求額）に対する歳入額 <table><tr><td>（歳出予算要求額）</td><td>（償還対象期間）</td><td>（合衆国負担率）</td><td></td></tr><tr><td>70,476 千円</td><td>× 6 / 12月</td><td>× 75%</td><td>= 26,429 千円</td></tr></table>	（歳出予算額）	（償還対象期間）	（合衆国負担率）		72,605 千円	× 6 / 12月	× 75%	= 27,227 千円	（歳出予算要求額）	（償還対象期間）	（合衆国負担率）		70,476 千円	× 6 / 12月	× 75%	= 26,429 千円
（歳出予算額）	（償還対象期間）	（合衆国負担率）																	
72,605 千円	× 6 / 12月	× 75%	= 27,227 千円																
（歳出予算要求額）	（償還対象期間）	（合衆国負担率）																	
70,476 千円	× 6 / 12月	× 75%	= 26,429 千円																
5000-00 雑収入	(500,794) 31,050,192	(542,746) 33,548,101																	
5100-00 国有財産利用収入	(89,878) 7,603,401	(108,483) 7,412,051																	
5101-00 国有財産貸付収入	(89,779) 7,600,488	(108,348) 7,408,193																	
5101-01 土地及水面貸付料	(1,968) 922,129	(1,783) 975,082	国有財産法の規定に基づき、各部局において管理している土地を軌道敷地、建物敷地及び農耕地等の目的のために貸付けることにより生じる収入である。令和2年度の貸付見込額を計上した。 <table><tr><th>令和2年度見積額</th><th>備 考</th></tr><tr><td>千円 (1,783)</td><td></td></tr><tr><td>975,082</td><td>建物敷地、電柱等敷地、水道管等埋設敷地、自動販売機等</td></tr></table>	令和2年度見積額	備 考	千円 (1,783)		975,082	建物敷地、電柱等敷地、水道管等埋設敷地、自動販売機等										
令和2年度見積額	備 考																		
千円 (1,783)																			
975,082	建物敷地、電柱等敷地、水道管等埋設敷地、自動販売機等																		

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 2 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳						
5101-02 建物及物件貸付料	(87,811) 1,173,613	(106,565) 1,225,209	国有財産法の規定に基づき、各部局において管理している建物等を事務室、職員の厚生施設及び宿舍等の目的のために貸付けることにより生じる収入である。令和2年度の貸付見込額を計上した。 <table><tr><th>令和2年度見積額 千円</th><th>備 考</th></tr><tr><td>(106,565)</td><td></td></tr><tr><td>1,225,209</td><td>建物使用料、政府専用機、幹部の隊舎使用料、防衛通信衛星、岸壁等</td></tr></table>	令和2年度見積額 千円	備 考	(106,565)		1,225,209	建物使用料、政府専用機、幹部の隊舎使用料、防衛通信衛星、岸壁等
令和2年度見積額 千円	備 考								
(106,565)									
1,225,209	建物使用料、政府専用機、幹部の隊舎使用料、防衛通信衛星、岸壁等								
5101-03 公務員宿舍貸付料	5,504,746	5,207,902	国家公務員宿舍法の規定に基づき職員に宿舍を有償貸与したことにより生じる収入である。平成31年4月～6月の収入実績及び平成31年度、令和2年度の新設見込数等を基礎として算出した。 (別紙参照) (31年4月～6月実績) (経年減額) (取りこわし等減額) 30年度以前設置計画分 31, 令和2年度途中完成分 の年換算額 1,310,085 千円 × 12/3 － 143,905 千円 － 191,430 千円 ＋ 302,897 千円 31年度設置計画分 の31年度完成分 31年度設置計画分 の令和2年度完成分 令和2年度設置計画分 の令和2年度完成分 ＋ 0 千円 ＋ 0 千円 ＋ 0 千円 ＝ 5,207,902 千円						
5102-00 国有財産使用収入	(99) 1,300	(135) 1,598							
5102-02 寄宿料	103	117	令和 2 年度の受託教育計画に基づき算出した。 1 防衛大学校50 千円 外国人留学生受託教育（理工学研究科） 300円 ／ 月 × (11 ＋ 20／31) 月 × 6名 ＝ 20,964 円 300円 ／ 月 × (11 ＋ 20／31) 月 × 1名 ＝ 3,494 円 300円 ／ 月 × 12月 × 1名 ＝ 3,600 円 研究科学生 300円 ／ 月 × 12月 × 6名 ＝ 21,600 円						

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和２年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
			2 陸上自衛隊 20 千円 (1) 陸曹航空操縦課程 警察庁 300円 / 月 × (8 + 4 / 31) 月 × 1 名 = 2,439 円 警察庁 300円 / 月 × (9 + 29 / 31) 月 × 1 名 = 2,981 円 計 5,420 円 (2) 東京消防庁職員研修 300円 / 月 × (8 + 10 / 30) 月 × 2 名 = 5,000 円 (3) 化学防護教育 警察庁 300円 / 月 × (5 / 30) 月 × 21名 = 1,050円 消防庁 300円 / 月 × (5 / 30) 月 × 16名 = 800円 海保庁 300円 / 月 × (5 / 30) 月 × 2名 = 100円 参議院 300円 / 月 × (5 / 30) 月 × 1名 = 50円 計 2,000 円 (4) 落下傘降下準備教育（海上保安庁） 300円 / 月 × (10 / 31) 月 × 6 名 = 582 円 (5) ロシア語課程 公安調査庁 300円 / 月 × (11 + 17 / 31) 月 × 1 名 = 3,465 円 (6) 第一線救護衛生員 警察庁 300円 / 月 × (1 + 7 / 30) 月 × 9 名 = 3,330 円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和2年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
			3 海上自衛隊 47 千円 (1) 操縦訓練生受託教育（海上保安庁） 第56期幹部学生 300円 / 月 × (5 + 8 / 31) 月 × 1名 = 1,577 円 第57期幹部学生 300円 / 月 × 2月 × 2名 = 1,200 円 第58期幹部学生 300円 / 月 × 12月 × 2名 = 7,200 円 第59期幹部学生 300円 / 月 × 5月 × 2名 = 3,000 円 海保航学第45期 300円 / 月 × 11月 × 2名 = 6,600 円 海保航学第47期 300円 / 月 × 1月 × 2名 = 600 円 海保航学第48期 300円 / 月 × 12月 × 3名 = 10,800 円 海保航学第49期 300円 / 月 × 12月 × 3名 = 10,800 円 計 41,777 円 (2) 整備訓練生受託教育（海上保安庁） 幹部専門航空装備（令和2年度生） 300円 / 月 × (4 + 7 / 31) 月 × 1名 1,268 円 幹部専門航空装備（令和2年度生） 300円 / 月 × (2 + 14 / 31) 月 × 1名 736 円 (3) 潜水訓練（警視庁） 300円 / 月 × (6 / 31) 月 × 20名 = 1,160 円 (4) 海曹士専修科開式スクーバ課程（東京消防庁） 300円 / 月 × (2 + 6 / 31) 月 × 1名 = 658 円 (5) 水難救助技術研修 300円 / 月 × (3 / 30) 月 × 38名 = 1,140 円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 2 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5102-04 飛行場及航空保安施設使用料収入	(99) 1,197	(135) 1,481	防衛省が管理する飛行場及び航空保安施設を国の航空機以外が使用する場合の使用料収入である。 平成 2 8 年度以降 3 ヶ年の収入実績を基礎として算出した。 1 不定期便着陸料 $\left(\begin{array}{c} 28\text{年度} \\ 1,669 \end{array} \text{千円} + \begin{array}{c} 29\text{年度} \\ 801 \end{array} \text{千円} + \begin{array}{c} 30\text{年度} \\ 1,353 \end{array} \text{千円} \right) \times \frac{1}{3} = \begin{array}{c} (118) \\ 1,298 \end{array} \text{千円}$ 2 停留料 $\left(\begin{array}{c} 28\text{年度} \\ 89 \end{array} \text{千円} + \begin{array}{c} 29\text{年度} \\ 14 \end{array} \text{千円} + \begin{array}{c} 30\text{年度} \\ 23 \end{array} \text{千円} \right) \times \frac{1}{3} = \begin{array}{c} (4) \\ 43 \end{array} \text{千円}$ 3 格納庫使用料 $\left(\begin{array}{c} 28\text{年度} \\ 67 \end{array} \text{千円} + \begin{array}{c} 29\text{年度} \\ 200 \end{array} \text{千円} + \begin{array}{c} 30\text{年度} \\ 144 \end{array} \text{千円} \right) \times \frac{1}{3} = \begin{array}{c} (13) \\ 140 \end{array} \text{千円}$ 計 (135) 1,481 千円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和２年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳																																															
5104-00 利子収入																																																		
5104-03 延納利子収入	1,613	2,260	国の債権の管理等に関する法律その他特別の法令の規定により履行延期の特約若しくは処分、和解等により債権の履行を延期若しくは猶予した場合において徴収する延納利息である。 令和２年度の収入見込額を計上した。 <table> <tr> <th>区 分</th><th>期 間</th><th>積 算 内 訳</th><th>金 額</th></tr> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊 (３件)</td><td>2.４～3.３</td><td>10,000 円 ／ 月 × 12月</td><td>120,000 円</td></tr> <tr> <td>2.４～3.３</td><td></td><td>840,000 円</td></tr> <tr> <td>2.４～3.３</td><td></td><td>28,234 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">海上自衛隊 (２件)</td><td>2.４～3.３</td><td>10,000 円 ／ 月 × 12月</td><td>120,000 円</td></tr> <tr> <td>2.４～3.３</td><td>12,000 円 ／ 月 × 12月</td><td>144,000 円</td></tr> <tr> <td rowspan="7">航空自衛隊 (７件)</td><td>2.４～3.３</td><td>3,000 円 ／ 月 × 12月</td><td>36,000 円</td></tr> <tr> <td>2.４～3.３</td><td>11,000 円 ／ 月 × 12月</td><td>132,000 円</td></tr> <tr> <td>2.４～3.３</td><td>5,000 円 ／ 月 × 12月</td><td>60,000 円</td></tr> <tr> <td>2.４～3.３</td><td>20,000 円 ／ 月 × 12月</td><td>240,000 円</td></tr> <tr> <td>2.４～3.３</td><td>20,000 円 ／ 月 × 12月</td><td>240,000 円</td></tr> <tr> <td>2.４～3.３</td><td>20,000 円 ／ 月 × 12月</td><td>240,000 円</td></tr> <tr> <td>2.４～3.３</td><td>5,000 円 ／ 月 × 12月</td><td>60,000 円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>合 計</td><td>2,260,234 円</td></tr> </table>	区 分	期 間	積 算 内 訳	金 額	陸上自衛隊 (３件)	2.４～3.３	10,000 円 ／ 月 × 12月	120,000 円	2.４～3.３		840,000 円	2.４～3.３		28,234 円	海上自衛隊 (２件)	2.４～3.３	10,000 円 ／ 月 × 12月	120,000 円	2.４～3.３	12,000 円 ／ 月 × 12月	144,000 円	航空自衛隊 (７件)	2.４～3.３	3,000 円 ／ 月 × 12月	36,000 円	2.４～3.３	11,000 円 ／ 月 × 12月	132,000 円	2.４～3.３	5,000 円 ／ 月 × 12月	60,000 円	2.４～3.３	20,000 円 ／ 月 × 12月	240,000 円	2.４～3.３	20,000 円 ／ 月 × 12月	240,000 円	2.４～3.３	20,000 円 ／ 月 × 12月	240,000 円	2.４～3.３	5,000 円 ／ 月 × 12月	60,000 円			合 計	2,260,234 円
区 分	期 間	積 算 内 訳	金 額																																															
陸上自衛隊 (３件)	2.４～3.３	10,000 円 ／ 月 × 12月	120,000 円																																															
	2.４～3.３		840,000 円																																															
	2.４～3.３		28,234 円																																															
海上自衛隊 (２件)	2.４～3.３	10,000 円 ／ 月 × 12月	120,000 円																																															
	2.４～3.３	12,000 円 ／ 月 × 12月	144,000 円																																															
航空自衛隊 (７件)	2.４～3.３	3,000 円 ／ 月 × 12月	36,000 円																																															
	2.４～3.３	11,000 円 ／ 月 × 12月	132,000 円																																															
	2.４～3.３	5,000 円 ／ 月 × 12月	60,000 円																																															
	2.４～3.３	20,000 円 ／ 月 × 12月	240,000 円																																															
	2.４～3.３	20,000 円 ／ 月 × 12月	240,000 円																																															
	2.４～3.３	20,000 円 ／ 月 × 12月	240,000 円																																															
	2.４～3.３	5,000 円 ／ 月 × 12月	60,000 円																																															
		合 計	2,260,234 円																																															

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和２年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5200-00 納付金			
5203-00 雑納付金			
5203-19 独立行政法人駐留軍等 労働者労務管理機構納 付金	41,210	52,125	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第11条第3項の規定に基づく国庫納付金である。 平成２８年度以降３ヶ年の当期末処分利益を基礎として算出した。（翌事業年度繰越額は控除している。） 28年度 29年度 30年度 (52,759 千円 + 57,147 千円 + 46,467 千円) × 1/3 = 52,125 千円
5300-00 諸 収 入	(410,916) 23,405,581	(434,263) 26,083,925	
5305-00 授業料及入学検定料			
5305-01 授業料	(649) 7,872	(772) 8,520	自衛隊法第100条の2の規定に基づき防衛省において、隊員以外の者について教育訓練を実施することの 委託を受けた場合に徴収する授業料収入である。 令和2年度における受託教育計画に基づいて算出した。 1 陸上自衛隊 (168) 1,843 千円 化学防護教育 19,400円 × 40名 = (70,545) 776,000 幹部初級課程 533,400円 × 2名 = (96,981) 1,066,800 2 海上自衛隊 (127) 1,433 千円 (1)救急に従事する者 に対する受託教育 25,200円 × 50名 = (114,545) 1,260,000 (2)海曹士専修科 開式スクーバ課程 173,400円 × 1名 = (12,844) 173,400

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 2 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5306-00 許可及手数料 5306-01 手数料	0	0	(301) 3,312 千円
			3 防衛大学校
			(1)理工学研究科前期課程58期 552,000円 × 1名 = (50,181) 552,000
			(2)理工学研究科後期課程18期 552,000円 × 3名 = (150,545) 1,656,000
			(3)理工学研究科後期課程19期 552,000円 × 2名 = (100,363) 1,104,000
			4 防衛研究所
			(1)第66期特別課程 46,000円 × 1月 × 12名 = (50,181) 552,000
			(2)第67期一般課程 46,000円 × 3月 × 3名 = (37,636) 414,000
			(3)第68期一般課程 46,000円 × 7月 × 3名 = (87,818) 966,000
			情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求手数料及び開示実施手数料による収入である。

部・款・項・目	前年度予算額	令和２年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5307-00 受託調査試験及役務収入			
5307-01 受託調査及試験収入	(1,096) 13,294	(1,479) 16,269	防衛装備庁等においてその所掌業務に係る技術的調査、設計、試作及び試験等を委託された場合に当該費用相当額を徴収すること等による収入である。 1 防衛装備庁 平成２８年度以降３ヶ年の受託試験収入実績を基礎として算出した。 28年度 29年度 30年度 (2,117 千円 + 4,837 千円 + 14,813 千円) × 1/3 = (672) 7,390 千円 2 防衛医科大学校 平成２８年度以降３ヶ年の受託試験収入実績を基礎として算出した。 28年度 29年度 30年度 (8,981 千円 + 10,998 千円 + 3,190 千円) × 1/3 = (715) 7,866 千円 3 防衛大学校 平成２８年度以降３ヶ年の受託試験収入実績を基礎として算出した。 28年度 29年度 30年度 (0 千円 + 0 千円 + 2,983 千円) × 1/3 = (92) 1,013 千円 5309-00 弁償及返納金 17,853,358 20,312,484 5309-01 弁償及違約金 2,852,069 3,510,010 主管内各契約担当官等のもとで発生する契約不履行等による違約金、物品の納入遅延等による遅滞料又は不法行為による損害賠償金の徴収による収入である。 平成２８年度以降３ヶ年の収入実績を基礎として算出した。 28年度 29年度 30年度 (3,109,293 千円 + 2,771,905 千円 + 4,648,833 千円) × 1/3 = 3,510,010 千円 (控除額) 過大請求事案に係る損害賠償金、 入札談合事案に係る違約金を控除した。 28年度 17,059 千円 過大請求事案に係る損害賠償金、 入札談合事案に係る違約金を控除した。 29年度 8,227,820 千円 P-3Cの損傷による弁償金を控除した。 29年度 1,746,553 千円 契約解除及び納入遅延に係る違約金、 納入遅延に係る損害賠償金を控除した。 30年度 5,640,762 千円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和２年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳																																				
5309-02 返納金	15, 001, 289	16, 802, 474	歳出金の過払過渡又は補助金等の精算等による返納に伴う収入である。 平成２８年度以降３ヶ年の収入実績を基礎として算出した。 注：FMS 関係及びFMS における利子付口座内の運用利子の返納金はドル建てのため、当該年度の支出官レートで邦貨換算している。このため、過去３ヵ年の収入実績をドル・ベースでとらえ、直近の支出官レートで邦貨換算することにより、為替相場の変更に伴う増減を考慮した。(112円) (１) FMS 関係 <table><tr><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>計 (A)</th><th>(B)=(A)*1/3</th><th>(C)=(B)*110</th></tr><tr><td>ドル</td><td>ドル</td><td>ドル</td><td>ドル</td><td>ドル</td><td>千円</td></tr><tr><td>48, 034, 628</td><td>74, 385, 573</td><td>145, 886, 510</td><td>268, 306, 711</td><td>89, 435, 570</td><td>9, 837, 913</td></tr></table> (２) FMS における利子付口座内の運用利子 <table><tr><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>計 (A)</th><th>(B)=(A)*1/3</th><th>(C)=(B)*110</th></tr><tr><td>ドル</td><td>ドル</td><td>ドル</td><td>ドル</td><td>ドル</td><td>千円</td></tr><tr><td>5, 372, 192</td><td>0</td><td>26, 107, 083</td><td>31, 479, 275</td><td>10, 493, 092</td><td>1, 154, 240</td></tr></table> (３) その他の返納金 (28年度 5, 901, 680 千円 + 29年度 6, 647, 652 千円 + 30年度 4, 881, 630 千円) × 1/3 = 5, 810, 321 千円 (１) + (２) + (３) = 16, 802, 474 千円	28年度	29年度	30年度	計 (A)	(B)=(A)*1/3	(C)=(B)*110	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	千円	48, 034, 628	74, 385, 573	145, 886, 510	268, 306, 711	89, 435, 570	9, 837, 913	28年度	29年度	30年度	計 (A)	(B)=(A)*1/3	(C)=(B)*110	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	千円	5, 372, 192	0	26, 107, 083	31, 479, 275	10, 493, 092	1, 154, 240
28年度	29年度	30年度	計 (A)	(B)=(A)*1/3	(C)=(B)*110																																		
ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	千円																																		
48, 034, 628	74, 385, 573	145, 886, 510	268, 306, 711	89, 435, 570	9, 837, 913																																		
28年度	29年度	30年度	計 (A)	(B)=(A)*1/3	(C)=(B)*110																																		
ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	千円																																		
5, 372, 192	0	26, 107, 083	31, 479, 275	10, 493, 092	1, 154, 240																																		
5311-00 物品売払収入	(211, 903) 2, 566, 387	(207, 880) 2, 286, 673																																					
5311-04 不用物品売払代	(194, 595) 2, 356, 772	(193, 484) 2, 128, 319	各部局において不用決定した物品の売払収入である。 平成２８年度以降３ヶ年の収入実績を基礎として算出した。 (28年度 2, 041, 631 千円 + 29年度 2, 523, 568 千円 + 30年度 1, 703, 668 千円) × 1/3 = (193, 484) 2, 128, 319 千円																																				

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和２年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳										
5311-05 返還物品売払代	(17,276) 209,238	(14,366) 158,025	防衛省における返還物品売払収入である。 日本国が駐留軍に提供している施設において、建物等の取壊し工事等によって発生した物品を売払処分したことにより発生する収入である。 平成２８年度以降３ヶ年の収入実績を基礎として算出した。 28年度 (93,153 千円 + 29年度 (249,789 千円 + 30年度 (122,513 千円) × 1/3 = (14,366) 158,025 千円										
5311-06 残飯売払代	(32) 377	(30) 329	防衛省において隊員等が給食した残飯の売払い収入である。 平成２８年度以降３ヶ年の収入実績を基礎として算出した。 28年度 (282 千円 + 29年度 (432 千円 + 30年度 (254 千円) × 1/3 = (30) 329 千円										
5399-00 雑 入	(197,268) 2,964,670	(224,132) 3,459,979											
5399-01 労働保険料被保険者負担金	31,438	40,552	各部局において雇用する賃金職員等の負担すべき雇用保険料を歳出予算から立替えて支払うことにより生じる収入である。 労働保険料の被保険者負担金の平成３１年度４月から６月までの収納実績を基礎として算出した。 <table><tr><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>計(A)</td><td>(A)×12/3</td></tr><tr><td>円 2,401,196</td><td>円 2,471,519</td><td>円 5,265,597</td><td>千円 10,138</td><td>千円 40,552</td></tr></table>	4月	5月	6月	計(A)	(A)×12/3	円 2,401,196	円 2,471,519	円 5,265,597	千円 10,138	千円 40,552
4月	5月	6月	計(A)	(A)×12/3									
円 2,401,196	円 2,471,519	円 5,265,597	千円 10,138	千円 40,552									

部・款・項・目	前年度予算額	令和２年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳										
5399-04 延滞金	6,827	6,486	各部局における債権の履行遅滞に伴う遅延利息である。 平成２８年度以降３ヶ年の収入実績を基礎として算出した。 28年度 7,612 千円 + 29年度 6,819 千円 + 30年度 5,027 千円) × 1/3 = 6,486 千円 (控除額) 過大請求事案に係る損害賠償金を控除した。 2 8 年度 3,932 千円 過大請求事案に係る損害賠償金、 契約解除に係る損害賠償金を控除した。 2 9 年度 965,325 千円 P-3Cの損傷による弁償金を控除した。 2 9 年度 109,578 千円 自衛隊衛生貸費学生等貸与金償還金に係る 延滞金を控除した。 3 0 年度 17,469 千円										
5399-07 給食費受入	(181,470) 2,199,864	(204,354) 2,247,893	防衛省職員に対する食事の有料支給、部外からの受託教育者及び視察見学者に支給する食事の代価である。 令和２年度の自衛隊幹部職員等に対する有料給食の歳出概算要求額及び加工率を基礎として算出した。 令和２年度歳出概算要求額 加工率 (204,354) 2,019,670 千円 × 1.113 = 2,247,893 千円										
5399-99 雑 収	(15,798) 726,541	(19,778) 1,165,048	各部局において他の科目で整理することを不適当とする収入及びその他臨時に生じる収入である。 平成２８年度以降３ヶ年の収入実績を基礎として算出した。 1 P K O償還金（南スーダン）<table><tr><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>計(A)</th><th>(A)×1/3</th></tr><tr><td>円 717,890,129</td><td>円 248,683,820</td><td>円 1,875,903,236</td><td>千円 2,842,477</td><td>千円 947,492</td></tr></table> 2 その他（自衛隊内における売店等部外者の光熱水料等） 28年度 217,124 千円 + 29年度 181,342 千円 + 30年度 242,335 千円) × 1/3 = (19,778) 217,556 千円	28年度	29年度	30年度	計(A)	(A)×1/3	円 717,890,129	円 248,683,820	円 1,875,903,236	千円 2,842,477	千円 947,492
28年度	29年度	30年度	計(A)	(A)×1/3									
円 717,890,129	円 248,683,820	円 1,875,903,236	千円 2,842,477	千円 947,492									
合 計	(510,840) 48,090,883	(550,663) 51,447,038											

歳出見合表参照